公

告

默

诣

事業場

等の

収去場所

仂

称及び所在地

第三千七百四十四号

平成二十五年九月十七日

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出. 告 示 政健

目

次

公共測量の終了...... 飼料の試験の結果の概要...... 理 : :

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更..... (会計管理課) ...

(都市計画課) ...

=

選挙管理委員会

都市計画の変更案の縦覧

数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数 が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数 その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

青森県告示第六百九十号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次の指

平成二十五年九月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

兼田産婦人科内科医院 名称又は氏名 八戸市吹上三丁目三の五 所 在 地 又 は 住 所 廃止年月日 成芸 小

青森県告示第六百九十一号

り公表する。 去させた飼料の試験の結果の概要は、 第五十六条第一項の規定により平成二十五年七月二日、同月四日及び同年八月九日収 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 次のとおりであるので、同条第七項の規定によ

平成二十五年九月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

		璯					
**							
9							
凼							
<b>数</b>							
٦	ш #	í	站	蠍			
%	白質	2ء	指な				
%	肪	置	描				
%	ウム	ぐそ	七=	即			
%	V		٦	無			
%	籍	鎌	湽	一			
%	次	対	湽				
%	性 全	発性性	益福	眯			
%	空表	后和	大家	9			
%	ソソ	/ 人 完	ん 消				
%	Z	D	-	蔑			
kcal/kg	ш		≤	湘			
水分%	句の	€ €	そ検				
運反の内容							

と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 事 務 局 :

示

ا بر		701 ~ \ml	Tor V toni				442 2 1
注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄	東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海 岸24の8	東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海 岸24の8	東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海 岸24の 8	日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海 岸24の9	日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海 岸24の9	日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海 岸24の9	三共理化工業株式会社 八戸工場 八戸市大字市川町字下 揚45の60
	回左	回左	回	回	回左	回	回左
	日配 大すう育成用配合飼料 フレームアップ大雛用 S	協同飼料 ウェイクマルチA	日配 成鶏飼育用配合飼料 バランスアップ18	ニチワ印プロイラー 肥育前期用配合飼料 ニチワえづけ	トキワ印配合飼料 トキワ幼雛APもみ	二チワ印大雛用配合飼料 日和大雛	ポーク&チキンミール
	25.8	25.8	25.8	25.6	25.6	25.7	25.7
	15.5	16.4	18.5	24.9	29.2	15.6	57.5
	3.2	4.7	5.5	5.6	3.9	4.9	-
	3.93	0.77	4.36	1.15	1.26	0.97	ı
	0.65	0.72	0.56	0.54	1.42	0.69	ı
	2.9	3.8	2.2	1.1	2.2	3.2	ı
	6.8	5.5	13.0	6.1	7.6	5.6	19.3
に表示	ı	ı	ı	ı	ī	ı	ı
成分量	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı
に対す	ı	ı	ı	1	ı	1	ı
違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。	ı	73.5	ı	ı	ı	ı	ı
	2,750	ı	2,900	3,000	2,730	2,800	-
:示す。	13.0	12.3	11.4	11.7	11.7	12.5	2.1

青森県告示第六百九十二号

三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

平成二十五年九月十七日

測量計画機関

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

六ケ所村

測量の種類

公共測量 (数値撮影 (デジタル) 、写真地図作成)

Ξ 測量の期間

平成二十五年五月十四日から同年八月二十六日まで

兀 測量の地域

国有林を除く六ケ所村全域

青森県告示第六百九十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があっ

告示する。告示する。

平成二十五年九月十七日

売りさばき人の住所及び名称

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森市大字三内字丸山一九八の四

般財団法人青森県交通安全協会

二変更内容

変更前の売りさばき場所

1

変更後の売りさばき場所むつ市中央一丁目三の三三

2

むつ市中央一丁目一九の

公

뜯

都市計画の変更案の縦覧

ける区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。 準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域にお計画区域における区域区分に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、青森都市

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

平成二十五年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画の種類

青森都市計画区域における区域区分に関する都市計画

一 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

青森市本町三丁目、沖館二丁目及び大字油川字千刈の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十五年九月十八日から同年十月一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

## 挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年九月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、七八六 人

十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四

青森市長島一丁目一番 (発行所・発行人)	Ī
県号	

県 東奥印刷株式会社号 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 (印刷所・販売人)

十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万 平川市選挙区 むつ市選挙区 弘前市選挙区 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万 を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 つがる市選挙区 三沢市選挙区 五所川原市選挙区 黒石市選挙区 西津軽郡選挙区 東津軽郡選挙区 に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 十和田市選挙区 青森市選挙区 二戸郡選挙区 上北郡選挙区 北津軽郡選挙区 南津軽郡選挙区 八戸市選挙区 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四  $\frac{6}{2}$ 五 〇 \_ է  $\frac{6}{2}$ 一 \ 二 三、二五三 六五、二九一 九 六、七二四 六、〇七〇 六五五 、三四七 四六〇 〇九六 〇四六 七五七 \_ \_ \_ 八七三 〇八四 九四一 五三 五八 四二、四〇八人